

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ設置協議申出書

御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市____中央____区 _____
設置工事及び運用 開始時期（予定）	設置工事着手 年 月 日（予定） 運用開始 年 月 日（予定）
代理人の住所・ 氏名・連絡先	(代理人を定める場合のみ記載)
設置位置・形態・ 大きさ	<input type="checkbox"/> 壁面設置 <input type="checkbox"/> 自立型設置 幅 _____m × 高さ _____m = 面積 _____m <sup>2</sup> （注1） 画面上端の高さ _____m 設置する外壁面の広告物の総面積 _____m <sup>2</sup> （既設置広告物を含む）
建物概要	建物名称 _____ 敷地面積 _____m <sup>2</sup> 設置する外壁面の面積 _____m <sup>2</sup>
周辺への影響への 配慮	最大輝度 日中_____cd/m <sup>2</sup> 夜間_____cd/m <sup>2</sup> 時間帯 _____ 周辺への配慮事項 ・ ・ ・ ・ ・



デジタルサイネージ設置時 チェックシート

①前提条件

- 御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するもので、周辺景観との調和に配慮したものである
  - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとしている
- ガイドラインに示す「デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3」を踏まえたものとしている
- 設置者による内部取扱規定を設けている
- 地域景観づくり協定の区域に該当する場合、協定を締結した者の代表者の意見を聴取している

②設置位置、形態・意匠の基準

- 設置位置は、建築物の1階までとし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている
- 壁面に突き出して設置していない
- 天井に吊り下げて設置していない
- 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている
- 窓面をふさがないように設置している
- 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③大きさの基準

- 一か所の大きさは2㎡以下としている
- 総量は5㎡以下としている  
(ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、面積加算後の範囲内である)
- ガイドラインに定める「広告・サイン等の取扱い」のうち、表示面積及び設置数に関する制限の範囲内である

④快適な街路景観創出のための基準

- ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じた配置）としている
- 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている
- 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は10m以上離れている  
(ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない)
- 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等としている
- 壁面後退部分へ設置していない

⑤周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は3,000cd/㎡以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/㎡（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度は800cd/㎡以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/㎡（理由：\_\_\_\_\_）
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない

- 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）としている
- 音声はなしとしている

#### ⑥コンテンツの基準

- 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物に限っている
- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/10 を超えている
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- 人物・キャラクターの割合が、画面の 3 分の 1、かつ掲出時間の 3 分の 1 を超えていない（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）

#### ⑦その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

第 年 月 日 号

様

大阪市長

デジタルサイネージ 設置協議  
変更協議 に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったデジタルサイネージ設置計画に係る見解を取りまとめましたので、御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第4条第4項（第5条第2項において準用する同要綱第4条第4項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 中央 区		
協議の申出	受付番号	( ) 第	号
	受付日	年	月 日
第4条第3項 意見聴取	第	回	年 月 日
設置計画に関する 大阪市の見解			

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ （ 設置協議 ）  
変更協議 ） に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 <u>中央</u> 区 _____
設置工事及び運用 開始時期（予定）	設置工事着手 年 月 日（予定） 運用開始 年 月 日（予定）
設置計画に関する大阪市の見解	見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デジタルサイネージ変更協議申出書

御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第5条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
運用開始時期	年 月 日 (予定)	
敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 中央 区 _____	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 一 号
	※第4条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

## デジタルサイネージ変更報告書

御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第5条第1項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

### 記

<変更内容>

・ 変更前

・ 変更後

<変更理由>



年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

### 工事等取止届

御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 中央 区 _____	
工事等取止理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

### 工事完了報告書

御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第7条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 <u>中央</u> 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※調査の実施 ( 年 月 日 時)	

※のある欄は記入しないでください。

第 号  
年 月 日

様

大阪市長

### 調査結果通知書

年 月 日付けで工事完了報告のあった件について、御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり調査結果を通知します。

#### 記

- 1 受付番号
- 2 敷地の位置
- 3 現地調査日
- 4 調査結果

適 合 ・ 不 適 合

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

実績報告書

御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第9条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 中央 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (注1)	
コンテンツ内容等	最大輝度 日中 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ %以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____  ※変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 一 号
	※第9条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 8・9月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

デジタルサイネージ運用時 チェックシート

①前提条件

- 御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するもので、周辺景観との調和に配慮したものである
  - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとしている
- 設置者による内部取扱規定に変更はない  
⇒変更がある場合（ ）

⑤周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は3,000cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度は800cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/m<sup>2</sup>（理由：\_\_\_\_\_）
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）としている
- 音声はなしとしている

⑥コンテンツの基準

- 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物に限っている
- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/10を超えている
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- 人物・キャラクターの割合が、画面の3分の1、かつ掲出時間の3分の1を超えていない（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）

⑦その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

実施計画書

御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 中央 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
コンテンツ内容等	最大輝度 日中 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ % 以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____  ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

第 年 月 日

様

大阪市長

### デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった実績報告についてデザイン性に係る見解を取りまとめましたので、御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき通知します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 中央 区 _____	
第 9 条第 3 項 意見聴取	第 回 年 月 日	
デザイン性に係る 大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

### デザイン性に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 中央 区 _____	
デザイン性に係る大阪市の見解		見解に対する回答



年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

### デジタルサイネージ廃止等届

御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町北地区 <input type="checkbox"/> 御堂筋本町南地区 所在地 大阪市 中央 区 _____	
廃止・運用停止日	年 月 日（予定）	
廃止・運用停止理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。